

第120号様式（衆議院小選挙区選出議員の選挙以外の氏名掲示の様式）  
（第100条関係）

備考

- 一 氏名はゆかりかなを付すこと。
- 二 掲示は紙を用いること。
- 三 候補者の氏名は、その者について選挙長が認定した通称があるときは、その通称を記載すること。
- 四 法第七十五条第二項の規定による掲示の場合、この様式中の寸法にはよらず、不在者投票を記載する場所の状況に応じ、適宜市町村委員会が定める。

第114号様式（標旗のの様式）（第88条関係）

別記第百十四号様式を次のように改める。

別記第百二十号様式を次のように改める。

第132号様式（政談演説会告知用立札・看板等の表示の様式）（第114条関係）

NO. 号

年 月 日  
執 行

回 選 挙  
政談演説会告知用（選挙区用）

政談演説会開催届出書交付番号	
政治団体名	
開催年月日	
演説会開催場所	
会場の建物施設等の名称	

熊本県選挙管理委員会 印

第121号様式（衆議院小選挙区選出議員の選挙の氏名掲示の様式）（第100条関係）

備考

- 一 氏名はゆかりかなを付すこと。
- 二 掲示は紙を用いること。
- 三 候補者の氏名は、その者について選挙長が認定した通称があるときは、その通称を記載すること。
- 四 法第七十五条第二項の規定による掲示の場合、この様式中の寸法にはよらず、不在者投票を記載する場所の状況に応じ、適宜市町村委員会が定める。

別記第百二十一号様式を次のように改める。

別記第百三十二号様式を次のように改める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第二十八号

熊本県選挙管理委員会委員長専決処理規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。  
平成十四年三月二十九日

熊本県選挙管理委員会委員長 宮 本 卓 治

熊本県選挙管理委員会委員長専決処理規程の一部を改正する規程

熊本県選挙管理委員会委員長専決処理規程（昭和三十一年熊本県選挙管理委員会告示第十九号）の一部を次のように改正する。

本文中「法一八二」を「法一八」に改め、「法四〇一」を「法四〇」に改め、「法四五二」を「法四五」に改め、「令五五二」を「令五五」に改め、「法一四一、一六四の五三、一六四の七二」を「法一四一、一六四の五、一六四の七」に改め、「法一四八二」を「法一四八」に改める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県監査委員告示第十号

熊本県監査委員が管理する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県代表監査委員 松 島 紀 男

熊本県監査委員が管理する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

熊本県監査委員が管理する行政文書の開示等に関する規程（昭和六十一年熊本県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三条（見出しを含む。）中「公務員」を「公務員等」に改める。

第四条第三項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める様式によるものとする。

- 一 条例第十条の規定により開示請求を拒否する場合 別記第四号の二様式（行政文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書）

二 開示請求に係る行政文書を管理していない場合 別記第四号の三様式（行政文書の不在による不開示決定通知書）

別記第四号様式中  
2 条例第10条に規定するものを  
3 その他  
( 補 田 )

2 その他  
( 補 田 )

次に次の二様式を加える。

別記第 4号の 2様式 (第 4条関係)

行政文書の存在を明らかにしない不開示決定通知書 熊本県監査指令 第 号 住所 氏名	
年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示については、当該請求に係る行政文書の存在を明らかにすることができないため、熊本県情報公開条例第 1 1 条第 2 項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。	
年 月 日 熊本県代表監査委員 印	
行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項	条例第 1 0 条に該当 (理 由)
行政文書の存在を明らかにできない理由	
担当課等	(電話番号) (内線) )
備考	
教示 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に熊本県監査委員に対して異議申立てをすることができます。	
(日本工業規格 A 4)	

別記第 4号の 3様式 (第 4条関係)

行政文書の不存在による不開示決定通知書 熊本県監査指令 第 号 住所 氏名	
年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示については、当該請求に係る行政文書を管理していないため、熊本県情報公開条例第 1 1 条第 2 項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。	
年 月 日 熊本県代表監査委員 印	
行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項	作成又は取得していないため 2 保存年限満了による廃棄のため 3 その他 (理 由)
行政文書を管理していない理由	
担当課等	(電話番号) (内線) )
備考	
教示 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に熊本県監査委員に対して異議申立てをすることができます。	
(日本工業規格 A 4)	

附 則

- 1 この規程は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）附則第一条本文の政令で定める日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下この項において同じ。）による改正後の熊本県監査委員が管理する行政文書の開示等に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後にされた開示請求について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

熊本県監査委員告示第九号

熊本県監査委員告示の形式を左横書きに改正する規程を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県代表監査委員 松 島 紀 男

熊本県監査委員告示の形式を左横書きに改正する規程

（趣旨）

第一条 この規程は、この規程の施行の際現に定められている告示（以下「既存告示」という。）の形式を左横書きに改正することに関し必要な事項を定めるものとする。

（形式の改正）

第二条 既存告示の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存告示における右方はこの告示による改正後の既存告示（以下「改正後告示」という。）における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。
  - 二 改正後告示における文字（符号を含む。以下同じ。）の配置は、既存告示における文字の配置とする。
  - 2 前項の規定は、既存告示において縦書きの形式をとっている様式並びに既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。
- （用字及び用語の整理）
- 第三条 既存告示中、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、条、表及び様式の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二 号番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
六 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
七 漢数字（一の項及び二の項に定めるもの及び次に掲げるものを除く。）	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三けたことにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。）
八 固有名詞の一部又は全部をなしているもの	
九 熟語の一部をなしているもの	
十 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの	
十一 数字の表記として用いられている万又は億で当該数字が百万以上の数を示す場合の当該万又は億	
十二 八左（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	次
十三 九右（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	上記
十四 左記	下記
十五 十一 上欄	左欄
十六 十二 下欄	右欄

十三「よ」音に用いる「ち」「ゆ」「よ」「ヤ」「ヨ」又は「ツ」	それぞれ「ち」「ゆ」「よ」「ヤ」「ヨ」又は「ツ」
十四 促音に用いる「っ」又は「っ」	それぞれ「っ」又は「ッ」

2 前項の表七の項から十二の項までの規定は縦書きの形式をとっている様式について、同表三の項から六の項まで及び八の項から十四の項までの規定は法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によるものが適当でないと認められるときは、監査委員が別に定める。

(雑則)

第四条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、監査委員が定める。

附 則

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県営熊本城プール使用規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

熊本県教育委員会規則第九号

熊本県営熊本城プール使用規則を廃止する規則

熊本県営熊本城プール使用規則（昭和四十五年熊本県教育委員会規則第八号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

熊本県教育委員会規則第十号

熊本県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている規則（以下「既存規則」という。）の形式を左横書きに改正することに関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

第二条 既存規則の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則（以下「改正後規則」という。）における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。

二 改正後規則における文字（符号を含む。以下同じ。）の配置は、既存規則における文字の配置とする。

2 前項の規定は、既存規則において縦書きの形式をとっている様式並びに既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存規則中、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、条、表及び様式の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二 号番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
六 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
七 漢数字（一の項及び二の項に定めるもの及び次に掲げるものを除く。）	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三けたことにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。）
八 固有名詞の一部又は全部をなしているもの	
九 熟語の一部をなしているもの	
十 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの	
二 数字の表記として用いられている万又は億で当該数字が百万以上の数を示す場合の当該万又は億	

八 左（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	次
九 右（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	上記
十 左記	下記
十一 上欄	左欄
十二 下欄	右欄
十三 よう音として用いられている「や」、「ゆ」、「よ」、「ゆ」、「や」、「よ」又は「ヨ」、「ユ」又は「ヨ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」、「ヤ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ゆ」、「や」、「よ」又は「ヨ」、「ユ」又は「ヨ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」、「ヤ」
十四 促音として用いられている「っ」又は「っ」	それぞれ「っ」又は「っ」

- 2 前項の表七の項から十二の項までの規定は縦書きの形式をとっている様式について、同表三の項から六の項まで及び八の項から十四の項までの規定は法令の規定を引用する部分については、適用しない。
- 3 前二項の規定によることが適当でないと認められるときは、教育長が別に定める。（雑則）
- 第四条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則  
この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第四号  
本庁各課（室）  
各 地 方 機 関  
各 県 立 学 校

熊本県教育委員会訓令の形式を左横書きに改正する訓令を次のように定める。  
平成十四年三月二十九日  
熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

熊本県教育委員会訓令の形式を左横書きに改正する訓令  
（趣旨）

第一条 この訓令は、この訓令の施行の際現に定められている訓令（以下「既存訓令」という。）の形式を左横書きに改正することに必要事項を定めるものとする。  
（形式の改正）

第二条 既存訓令の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。  
一 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令（以下「改正後訓令」と

いう。）における上方とし、既存訓令における上方は改正後訓令における左方とする。  
二 改正後訓令における文字（符号を含む。以下同じ。）の配置は、既存訓令における文字の配置とする。  
2 前項の規定は、既存訓令において縦書きの形式をとっている様式並びに既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。  
（用字及び用語の整理）  
第三条 既存訓令中、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、条、表及び様式の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二 号番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
六 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
七 漢数字（一の項及び二の項に定めるもの及び次に掲げるものを除く。） イ 固有名詞の一部又は全部をなしているもの ロ 熟語の一部をなしているもの ハ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの ニ 数字の表記として用いられている万又は億で当該数字が百万以上の数を示す場合の当該万又は億	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三けたことにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。）

八 左(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	次
九 右(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	上記
十 左記	下記
十一 上欄	左欄
十二 下欄	右欄
十三 よう音として用いられている「や」、「ゆ」、「よ」、「ゆ」、「や」、「よ」又は「ヨ」、「ユ」又は「ヨ」、「ユ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ゆ」、「や」、「よ」
十四 促音として用いられている「っ」又は「っ」	それぞれ「っ」又は「っ」

2 前項の表七の項から十二の項までの規定は縦書きの形式をとっている様式について、同表三の項から六の項まで及び八の項から十四の項までの規定は法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でないと認められるときは、教育長が別に定める。(雑則)

第四条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則  
この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県教育委員会告示第四号

本庁各課(室)  
各 地 方 機 関  
各 県 立 学 校

熊本県教育委員会告示の形式を左横書きに改正する規程を次のように定める。  
平成十四年三月二十九日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子  
熊本県教育委員会告示の形式を左横書きに改正する規程

(趣旨)  
第一条 この規程は、この規程の施行の際現に定められている告示(以下「既存告示」という。)(の形式を左横書きに改正することに関し必要な事項を定めるものとする。(形式の改正)

第二条 既存告示の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。  
一 既存告示における右方はこの告示による改正後の既存告示(以下「改正後告示」と

いう。)(における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。  
二 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)(の配置は、既存告示における文字の配置とする。  
2 前項の規定は、既存告示において縦書きの形式をとっている様式並びに既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。  
(用字及び用語の整理)

第三条 既存告示中、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、条、表及び様式の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二 号番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
六 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
七 漢数字(一の項及び二の項に定めるもの及び次に掲げるものを除く。)	アラビア数字(漢数字を区切る読点は削り、三けたことにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。)
八 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの	
二 数字の表記として用いられている万又は億で当該数字が百万以上の数を示す場合の当該万又は億	

八 左（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	次
九 右（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	上記
十 左記	下記
十一 上欄	左欄
十二 下欄	右欄
十三 よう音として用いられている「や」、「ゆ」、「よ」、「や」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」
十四 促音として用いられている「っ」又は「っ」	それぞれ「っ」又は「っ」

2 前項の表七の項から十二の項までの規定は縦書きの形式をとっている様式について、同表三の項から六の項まで及び八の項から十四の項までの規定は法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でないと認められるときは、教育長が別に定める。（雑則）

第四条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則  
この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県立装飾古墳館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十四年三月二十九日  
熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

熊本県教育委員会規則第十一号  
熊本県立装飾古墳館条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県立装飾古墳館条例施行規則（平成三年熊本県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

2 第二条に次の一項を加える。  
第二条に次の一項を加える。  
置く。

第三条総務課の項第五号中「（以下「施設等」という。）」を削り、同項第六号中「学芸課」の下に「、文化財整備交流課」を加え、同項第七号中「学芸課」の下に「及び文化財整備交流課」を加え、同条学芸課の項第一号中「「資料」」を「「装飾古墳資料」」に改め、同項第二号及び第四号中「資料」を「装飾古墳資料」に改め、同条学芸課の項の次

に次の項を加える。  
文化財整備交流課

- 一 温故創生館及び鞠智城跡の運営に関すること。
- 二 温故創生館並びに鞠智城跡の施設及び設備の維持管理に関すること。
- 三 鞠智城跡に関する資料その他古代文化に関する資料以下「鞠智城跡資料」という。）の収集、保存、展示及び専門的な調査研究に関すること。

- 四 鞠智城跡資料に関する知識の普及啓発に関すること。
- 五 鞠智城跡の整備に関すること。
- 六 鞠智城跡の発掘調査に関すること。

第五条第一項中「装飾古墳館」の下に「及び温故創生館」を加える。  
第六条第六号中「資料」を「装飾古墳資料、鞠智城跡資料」に改める。  
第七条に次の一項を加える。

5 前条の規定にかかわらず、館長専決事項のうち、あらかじめ館長が指定した事項については、副館長が専決することができる。

第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項第一号、同項第三号中「装飾古墳館」の下に「及び温故創生館」を加える。  
第十四条中「及び施設等」を「並びに装飾古墳館及び温故創生館の施設及び設備」に改める。  
第十五条第二項及び第十六条中「装飾古墳館」の下に「及び温故創生館」を加える。

附 則  
この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第十一号  
熊本県立生涯学習事務所処務規程を次のように定める。  
平成十四年三月二十九日  
熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子  
本庁各課（室）  
各 地 方 機 関

熊本県生涯学習事務所処務規程  
（趣旨）  
第一条 この規程は、熊本県生涯学習事務所（以下「事務所」という。）の処務に関し、必要な事項を定めるものとする。  
（分掌事務）

熊本県生涯学習事務所処務規程  
（趣旨）  
第一条 この規程は、熊本県生涯学習事務所（以下「事務所」という。）の処務に関し、必要な事項を定めるものとする。  
（分掌事務）



第二条 事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 公印に関する事。
- 二 所属職員の人事及び服務に関する事。
- 三 文書に関する事。
- 四 経理に関する事。
- 五 財産の管理に関する事。
- 六 生涯学習情報の収集、整理及び提供に関する事。
- 七 学習の機会を提供に関する事。
- 八 指導者の養成及び研修に関する事。
- 九 教材等の提供に関する事。
- 十 その他生涯学習の推進に関する事。

(職員の職)

第三条 吏員の職として役付職員の職、一般職員の職及び専門的職員の職を置く。

2 役付職員の職及び一般職員の職は第一表に、専門的職員の職は第二表に掲げるものとする。

第一表

役付職員の職	一般職員の職
所長	主任 主事
次長	主 事
主幹	
参時	

第二表

役付職員の職	一般職員の職
生涯学習審議員	社会教育主事補
社会教育主事	

(職務)

第四条 所長は、熊本県教育委員会の命を受け、所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 次長は、所長の命を受け、所長を補佐する。
  - 3 生涯学習審議員は、上司の命を受け、生涯学習に関する特命事項を審議する。
  - 4 主幹及び参事は、上司の命を受け、担任事務を処理する。
  - 5 社会教育主事は、上司の命を受け、担任事務を処理し、専門技術的な助言及び指導を行う。
  - 6 一般社員の職にある職員は、上司の命を受け、担任事務に従事する。
- (専決事項)

第五条 所長は、次の事項を専決するものとする。

- 一 所属職員の担当事務の決定に関する事。
- 二 所属職員の服務に関する事。
- 三 所属職員の通勤手当及び住居手当の決定に関する事。
- 四 所属職員の旅行命令(所長の県外旅行命令を除く。)及び当該旅行に係る復命に関する事。
- 五 所属職員の時間外勤務等の命令に関する事。
- 六 熊本県情報公開条例(平成十二年熊本県条例第六十五号)第十一条から第十五条までの規定による行政文書の開示請求に対する決定等に関する事。
- 七 熊本県情報公開条例附則第七項の規定による行政文書の開示の申出の処理に関する事。
- 八 熊本県個人情報保護条例(平成十二年熊本県条例第六十六号)第十九条の規定による個人情報の開示請求に対する決定等に関する事。
- 九 熊本県個人情報保護条例第二十五条の規定による個人情報の訂正請求に対する決定等に関する事。
- 十 熊本県個人情報保護条例第三十条の規定による個人情報の取扱いの是正の申出に対する通知に関する事。
- 十一 第六号から第八号までに定めるものを除くほか、所掌事務に係る文書の閲覧及び写しの交付の承認に関する事。
- 十二 その他軽易な事項に関する事。

(代決)

第六条 所長の専決事項について、所長が不在であるときは次長がその事務を代決することができる。

2 前項の場合において、次長が不在であるときは、所長があらかじめ指定した者がその事務を代決することができる。

(雑則)

第七条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

正 誤

平成十三年十二月二十六日熊本県人事委員会規則第四十三号（熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	段	正	誤
二十二	上	<p>学校給食法第五条の二に規定する施設</p> <p>天草教育事務所 共同調理場</p> <p>維和学校</p>	<p>学校給食法第五条の二に規定する施設</p> <p>天草教育事務所 共同調理場</p> <p>維和学校</p>
<p>附則</p> <p>この規則は、平成十四年一月一日から施行する。</p>			

平成十四年三月十五日熊本県告示第九十二号（熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	段	正	誤
五	下	<p>第四十五条に見出しとして、「その他の甲の解除権」を付し、同条第一項中「前条第一項の」を「第四十四条第一項又は前条第一項の」に改める。</p>	<p>第四十五条に見出しとして、「その他の甲の解除権」を付し、同条第一項中の「前条第一項の」を「第四十四条第一項又は第一項の」に改める。</p>

平成十四年三月十五日熊本県告示第九十三号（熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部を改正する約款）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	段	正	誤
六	上	<p>第四十七条第二項中、「第四十三條の」を「第四十三條又は第四十三條の二の」に改め、同条第七項</p>	<p>第四十七条第二項及び同条第七項中、「第四十三條の」を「第四十三條又は第四十三條の二の」に改</p>

下		<p>中「第四十三條に」を「第四十三條又は第四十三條の二に」に改める。</p> <p>第四十八條を第五十條に、第五十條を第五十一條に、第四十九條の見出しを「(相殺)」に改め、第四十七條の次に次の一條を加える。</p> <p>(賠償の予約)</p> <p>第四十八條 乙は、第四十三條の二第一項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、業務委託料の十分の一に相当する金額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。</p>	<p>第四十八條を第五十條に、第五十條から第五十一條に、第四十九條の見出しを「(相殺)」に改め、第四十七條の次に次の一條を加える。</p> <p>(賠償の予約)</p> <p>第四十八條 乙は、第四十三條の二第一項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の十分の一に相当する金額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。</p>
---	--	---	--

平成十四年三月十五日熊本県告示第九十四号（熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部を改正する約款）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	段	正	誤
七	上	<p>2 前条第三項及び第四項の規定は、前項による解除の場合に準用する。</p> <p>第四十三條に見出しとして、「その他の甲の解除権」を付し、同条第一項中「前条第一項及び第二項の」を「第四十二條第一項及び第二項又は前条第一項の」に改める。</p>	<p>2 前条第二項及び第三項の規定は、前項による解除の場合に準用する。</p> <p>第四十三條に見出しとして、「その他の甲の解除権」を付し、同条第一項中の「前条第一項の」を「第四十二條第一項又は前条第一項の」に改める。</p> <p>第四十六條第二項中、「第四十二條の」を「第四十二條又は第四十二條の二の」に改め</p>

		<p>二条の二の「に改め、同条第四項中「第四十二条に」を「第四十二条又は第四十二条の二に」に改める。</p> <p>第四十七条を第四十九条に、第四十九条を第五十条に、第四十八条の見出しを「(相殺)」に改め、第四十六条の次に次の一条を加える。</p> <p>(賠償の予約)</p> <p>第四十七条 乙は、第四十二条の二第一項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、業務委託料の十分の一に相当する金額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p>
		<p>第四十七条を第四十九条に、第四十九条を第五十条に、第四十八条の見出しを「(相殺)」に改め、第四十六条の次に次の一条を加える。</p> <p>(賠償の予約)</p> <p>第四十七条 乙は、第四十二条の二第一項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の十分の一に相当する金額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p>

発行所 熊本  
平成十四年三月二十九日  
印刷 熊本

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地  
株式会社 熊本  
電話代 〇九六―二八六―三三二



古紙配合率100%